

臨港地区内の分区の指定について

- 臨港地区内での建物などの用途は、都市計画法による工業地域・工業専用地域などの規制とともに、港湾法に基づく分区指定と「釧路港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により建築物その他の構築物の規制がなされています。また、既にある建築物などについても、その用途によって増改築や用途変更などについて規制されることがあります。

- **臨港地区とは**、港湾における様々な活動の円滑化や港湾機能を確保し、港湾の適正な管理・運営を行うために必要な陸域です。現在、釧路港は都市計画法により349.8haが指定されています。

- **分区とは**、臨港地区内の土地利用を目的別に整理・区分し、港湾施設の有効利用を図る必要から建築物その他の構築物の用途規制を行うことを目的として指定したものです。(裏面 参照)

【注意事項】

1. 臨港地区内で建設計画等がある場合には、港湾工事等との調整等がありますので事前協議が必要な場合があります。
2. 条例で規制されるのはあくまで用途に関することです。建ぺい率・容積率は従来どおり都市計画法や建築基準法の適用を受けます。また、建築確認申請は従来どおり建築主事への申請となります。
3. 市長の特別の許可が必要な場合は申請、許可の手続きが必要になります。
4. 市長の指定する事業については、規則で定めますのでご確認またはお問い合わせください。

【問合せ先】

釧路市水産港湾空港部港湾空港課
(TEL 0154-53-3371)

分区指定内許容構築物(各分区では下の表の○印以外のものが規制されます。)

	構 築 物 の 種 類		商 港 区	工 業 港 区	特殊物資港区	漁 港 区	保 安 港 区	修景厚生港区
港 湾 施 設 (港 湾 法 第 2 条 第 5 項)	第2号	外 郭 施 設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁		○	○	○	○
	第3号	係 留 施 設	岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場		○	○	○	○
	第4号	臨 港 交 通 施 設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート		○	○	○	○
	第5号	航 行 補 助 施 設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設		○	○	○	○
	第6号	荷 さ ば き 施 設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋		○	○	○(上屋を除く)	○
	第7号	旅 客 施 設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所		○	○	○	○
	第8号	保 管 施 設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設		○(危険物置場、貯油施設を除く)	○	○(食糧サイロを除く)	○
	第8号の2	船 舶 役 務 用 施 設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第13号施設を除く)船舶修理施設並びに船舶保管施設		○	○	○	○
	第8号の3	港 湾 情 報 提 供 施 設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設		○	○	○	○
	第9号	港 湾 公 害 防 止 施 設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設		○	○	○	○
	第9号の2	廃 棄 物 処 理 施 設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第13号施設を除く)		○	○	○(当該港区内で発生するものの処理のみ対象)	○(当該港区内で発生するものの処理のみ対象)
	第9号の3	港 湾 環 境 整 備 施 設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設		○	○	○	○
第10号	港 湾 厚 生 施 設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設		○	○	○	○	
第10号の2	港 湾 管 理 施 設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第14号施設を除く)		○	○	○	○	
第12号	移 動 式 施 設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設		○	○	○	○	
海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の施設。			○	○	○			
荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設。			○					
原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及び事務所並びにこれらの附帯施設。工場に附属する研究施設及びその附帯施設。				○				
漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給水施設。漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設。水産物卸売市場その他の水産物の荷さばきに必要な施設。魚舎、魚干場その他の水産物の処理に必要な施設。冷蔵倉庫、冷凍倉庫、魚油タンクその他の水産物の保管のための施設。製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの附帯施設。網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設。漁業会社、漁業組合その他水産物関連事業を営む者の事務所及び工場並びにその附帯施設。水産関係者の利便の用に供するための船舶食糧卸売業、船舶通信設備業、船舶器具販売業その他これらに類する事業を行う者の施設並びに郵便局、銀行の支店及び保険業の店舗。水産関係者が行う水産物の販売を主たる目的とする店舗。						○		
港湾関係者の利便の用に供するための郵便局、銀行の支店及び保険業の店舗。			○	○	○		○	
港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設。			○					
港湾その他の海事（漁港区は水産）に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設。			○			○		
港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場（水産物卸売市場を除く）その他の流通業務施設。			○	○				
港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するガソリンスタンド。			○			○		
危険物置場、危険物倉庫、貯油施設その他市長が指定する事業を行う者の保管施設。消火施設その他の危険防止施設。給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所。							○	
港湾関係者（漁港区は水産関係者）のための休泊所、診療所その他の福利厚生施設。			○	○		○		
港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展示施設その他これらに類する施設。港湾関係者のためのスポーツ・レクリエーション施設。							○	
市長が指定する官公署の施設。			○	○	○	○	○(防災、危険物関係のみ)	○
要 市 長 の 特 別 の も 許 可 の を	市長が指定した港区内において設置することができるもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。	港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための旅館、ホテル	○(東港区のみ)					
		港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗	○(ただし、西港区は市長が認める範囲内の規模)	○(市長が認める範囲内の規模)		○(ただし、西港区は市長が認める範囲内の規模)		
		港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための飲食店	○(東港区のみ)			○(東港区のみ)		
●釧路港の港湾機能の向上及び利用増進に資する構築物で、分区指定区域の目的を著しく阻害しないもの。 ●設置の目的が釧路港港湾計画及び他の計画との一体的かつ総合的な観点から、妥当であるもの。 ●条例施行により禁止構築物に該当するに至った既存構築物を増築、改築するもの。ただし、増築においては構築物の床面積が条例施行の際における床面積の1.2倍を超えないもので、かつ、増築後の不適格な部分の床面積の合計が条例施行の際におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないものとする。								